

住むなら北九州 定住・移住推進事業(定住・移住促進支援メニュー)【持ち家】の概要

事業の目的

「北九州市内に転入し住宅を取得する方」や「市内居住の新婚世帯で住宅を取得する方」を応援するため、市内の良質な住宅を新たに建設又は購入する世帯に対して、費用の一部を補助し、本市への定住・移住を強力に推進する。

補助の主な要件※1

<対象者>

世帯人員2人以上の世帯、又は申請者が50歳未満で親と同居若しくは近居又は50歳以上で自己実現のために本市に転入する世帯人員1人以上の世帯で、次のア、イいずれかに該当する方。又は申請者が39歳以下の世帯人員2人以上の新婚世帯で、次のウに該当する方

- ア 1年以上継続して市外に居住している方
- イ 市内に転入後2年以内の方で転入前1年以上市外に居住していた方
- ウ 市内に居住しており、夫婦共又は夫婦どちらかが市外へ勤務している方

<対象住宅(良質な住宅)>

※街なか※2区域内に所在する住宅に限る。

【戸建て住宅】 敷地面積が130㎡以上
(第一種、第二種低層住居専用地域は180㎡以上)

【マンション】 住戸専用面積が50㎡以上

(新築の場合) ※次のいずれかに該当する住宅

- 住宅性能表示制度による住宅性能評価証の交付を受けた住宅
- 「フラット35S」の適合証明書の交付を受けた住宅
- CASBEEによる評価結果が「B+ (よい)」以上である住宅
- 長期優良住宅の認定を受けた住宅

(既に建築された住宅の場合(中古住宅))

- 新耐震基準を満たし、インスペクション(住宅診断)を実施している住宅



※1 詳細は本市ホームページ等を参照

※2 北九州市立地適正化計画に基づく居住誘導区域の存する町丁目を含むエリア

補助額

世帯人員(市外転入者に限る)1人当たり15万円(50万円を上限とする。)
但し、申請者が39歳以下の新婚世帯以外は、市外からの転入者に限る。